

平成 26 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアネット
代表者名 代表取締役社長 大野 元泰
(コード番号 2150 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 諸橋 吉郎
(TEL. 03-5214-5800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に「定款一部変更」の承認を求める議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとしておりますが、今後の事業展開を考慮し、より効率的な事業運営の推進が期待できるため、これを毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたしたいと存じます。

これに伴い、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）、第 44 条（事業年度）、第 45 条（剰余金の配当の基準日）、第 46 条（中間配当の基準日）に所定の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 20 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会 (定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。	第 3 章 株 主 総 会 (定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(事業年度)</p> <p>第 4 4 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は 、 毎年 <u>4 月 1 日</u> から <u>翌 年 3 月 31 日</u> までの 1 年 と する。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 4 5 条 当 会 社 の 期 末 剰 余 金 配 当 の 基 準 日 は 、 毎 年 <u>3 月 31 日</u> と す る。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 4 6 条 当 会 社 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 、 毎 年 <u>9 月 30 日</u> を 基 準 日 と し て 中 間 配 当 を す る こ と が で き る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 4 4 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は 、 毎年 <u>1 月 1 日</u> から <u>12 月 31 日</u> ま だ の 1 年 と する。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 4 5 条 当 会 社 の 期 末 剰 余 金 配 当 の 基 準 日 は 、 毎 年 <u>12 月 31 日</u> と する。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 4 6 条 当 会 社 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 、 毎 年 <u>6 月 30 日</u> を 基 準 日 と し て 中 間 配 当 を す る こ と が で き る。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第 20 期事業年度)</u></p> <p>第 1 条 <u>第 44 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、</u> <u>第 20 期 の 事 業 年 度 は 、 平 成</u> <u>26 年 4 月 1 日 から 平 成 26 年</u> <u>12 月 31 日 まで の 9 ヶ 月 間 と</u> <u>す る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第 20 期の中間配当の基準日)</u></p> <p>第 2 条 <u>第 46 条 の 規 定 に か か わ ら</u> <u>ず 、 第 20 期 の 事 業 年 度 の 中 間</u> <u>配 当 の 基 準 日 は 、 平 成 26 年 9</u> <u>月 30 日 と する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則の有効期限)</u></p> <p>第 3 条 <u>第 7 章 附 則 は 、 平 成 26 年 12</u> <u>月 31 日 まで 有 効 で あり 、 同 日</u> <u>の 経 過 を も っ て 削 除 す る。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日 (予定)

以 上